

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 評議員会運営規程

令和8年8月5日
評議員会決定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団（以下「当法人」という。）定款第15条第2項に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 評議員会の招集の手續等

(招集の手續)

第2条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 評議員会の目的である事項（当該目的である事項が議案となるものを除く。）に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 評議員会を招集するには、定款第23条第3項に定める会長（前条第2項の場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。ただし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が評議員会を招集する。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第 3 章 評 議 員 会 の 議 事

(議長)

第4条 評議員会は、互選により、評議員のうちから議長1名を選任する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第5条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(理事等の出席及び説明等)

第6条 理事又は監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の指示に従い、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合又はその説明をすること

により当法人その他の者の権利を侵害することとなる場合その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 59 条各号に定める場合は、この限りでない。

- 2 当法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

（評議員会の決議事項）

第 7 条 評議員会は、次の事項を決議する。

- 一 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
 - 二 評議員及び理事、監事の懲罰
 - 三 理事及び監事の報酬等の額
 - 四 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 五 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - 六 定款の変更
 - 七 残余財産の処分
 - 八 基本財産の処分又は除外の承認
 - 九 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項
 - 十 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - 十一 理事及び監事、会計監査人が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
 - 十二 評議員の請求により又は評議員により招集された評議員会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
 - 十三 評議員会の延期又は続行
 - 十四 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び当法人定款に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項第十一号から第十三号に係る事項については、この限りでない。

（決議）

第 8 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第 9 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 10 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 11 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した議長による署名若しくは記名押印又は電子署名を備えなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 12 条 評議員会の事務局事務は、総務企画部がこれを行う。

第 5 章 雑 則

(改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和 8 年 8 月 5 日から施行する。

別 表 議事録記載事項

1 通常の評議員会

- 一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 四 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
 - ホ 計算書類及びその附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にし、会計監査人が定時評議員会に出席して意見を述べたとき
 - ヘ 評議員会において会計監査人の出席を求める決議があった場合に、会計監査人が定時評議員会に出席して意見を述べたとき
- 五 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称
- 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 八 その他法令に定める事項

2 定款第 20 条に定める決議の省略

- 一 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 上記一号の事項を提案した理事の氏名
- 三 評議員会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 定款第 21 条に定める報告の省略

- 一 評議員会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 評議員会への報告を要しないものとされた日
- 三 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名